

ギリシャ政府による新型コロナウイルス感染症対策追加措置

(9月15日発表)

2020年9月15日
在ギリシャ日本国大使館

9月15日、ギリシャ市民保護省は新型コロナウイルス感染症対策として、アッティカ県(アテネ市、ピレウス市、グリファダ市、ファリロ市、ハランドリ市(大使館所在地)、キフィシアス市等のアテネ郊外住宅地を含む)に対して、9月16日(水)から30日(火)まで有効な追加措置を発表しました。

- 1 飲食店では、1テーブルの利用は6人までとする。
- 2 全ての職場において、マスクの着用を義務とする(民間企業、公的機関を問わない)。
- 3 屋外におけるマスクの着用を強く推奨する。
- 4 屋外で人が密集し、周囲と1.5mのスペースを確保できない場所(バス停、広場、店舗における列等)におけるマスクの着用義務は継続する。
- 5 ライキ(大衆路上市)では、マスクの着用を義務とする。店舗数は通常時の50%までとし、店舗間のスペースは3m以上確保しなければならない。
- 6 ライブミュージックショーを提供する飲食店(ダンスホール等)及び屋内コンサート場は、営業を14日間禁止する。
- 7 屋外コンサート場の客数は50%とする。立ち席、アルコール飲料の提供、喫煙を禁止する他、マスクの着用を義務とする。
- 8 映画館及び劇場の客数は60%とし、マスクの着用を義務とする。

9月15日のギリシャ保健機関の発表によれば、ギリシャにおける新規感染者数は310人、累計感染者数は13,730人、新規死亡者数3人、累計死亡者数313人とのことです。

皆様におかれては、引き続き、可能な限り人混みを避けるとともに、周囲との距離を十分に保ち、確実な手洗い・うがい・マスクの適切な着用等により、感染防止に努めてください。

現在、日本政府はギリシャへの渡航について、感染症危険情報「レベル3:渡航は止めてください(渡航中止勧告)」を発出しています。どうぞ、ご注意ください

在ギリシャ日本国大使館(領事部)

Embassy of Japan in Greece

46, Ethnikis Antistasseos St. , 152 31 Halandri

TEL : 210-670-9910, 9911

FAX : 210-670-9981

H P : <http://www.gr.emb-japan.go.jp>

e-mail : consular@at.mofa.go.jp